

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人かつみ会（以下「この法人」という。）の定款第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第二章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法第45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。

- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、理事長並びに常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長及び常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 理事長及び常勤役員には、毎年7月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 理事長及び常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 評議員には、定款第9条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事長並びに常勤役員の報酬月額は別表第1「理事長並びに常勤役員の報酬月額」のとおりとし、評議員会の承認を得て、決めるものとする。

2 この法人の常勤の監事の報酬月額は別表第2「常勤監事の報酬」のうちから、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。

3 非常勤役員に対する報酬は別表3「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。

4 理事長並びに常勤の理事に対する役員賞与の総額は別表4「理事長並びに常勤役員賞与」のとおりとし、理事長は、理事会の承認を得て、その総額の範囲内で、各々の理事に配分するものとする。

5 理事長並びに常勤の理事に対する退職手当は、別表第5「理事長並びに常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。

6 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

7 各評議員の報酬等は、定款第9条に定める金額の範囲内において別表第6に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする<とし、非常勤役員にあっては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする>。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定

める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 理事長並びに常勤役員の報酬月額

- ・ 理事長 1 5 0 万円までの範囲内
- ・ 常務理事 1 1 0 万円までの範囲内

別表第 2 常勤監事の報酬

- ・ 年間報酬総額 7 0 0 万円までの範囲内

別表第 3 非常勤役員の報酬

理事会出席等、必要の都度、謝金として 1 人一律 5,000 円

別表第 4 理事長並びに常勤役員賞与

基準日在職の理事長並びに常勤役員の報酬月額（年額の場合、当該年額を 12 で除した額）× 係数

別表第 5 理事長並びに常勤役員退職手当の算出要領

（算出数式）報酬年額×在職年数×係数 1. 5

別表第 6 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として 1 人一律 5,000 円